

自由販売証明書とは？

輸出先国の関係政府機関に提出又は提示するために発行する、我が国で製造又は加工され、かつ、国内で流通可能な食品であることを証する書面

発行を受けるためには？

申請者（輸出者であること）の住所（本社）を管轄する農林水産省地方農政局等宛てに、**一元的な輸出証明書発給システムにより発行申請**を行う必要があります。

なお、令和7年4月1日以降、申請1件あたり870円の手数料納付が必要です。

申請前に必要なことは？

①発行手続・要件の確認

発行要件・必要書類などの手続概要は2ページをご覧ください。

詳細については、「輸出食品に関する自由販売証明書の発行要綱」をご覧ください。

②一元的な輸出証明書発給システムの利用登録

自由販売証明書の発行申請は一元的な輸出証明書発給システムにて受け付けています。

本システムの利用方法等、詳細は「輸出証明書のオンライン申請手続：農林水産省」ページをご覧ください。

(https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html)

本システムの利用にあたっては、GBizIDプライムアカウントの取得が必要です。本システムから申請手続きを行う前に、デジタル庁に申請し、GBizIDプライムアカウントの取得をお願いします。

なお、**GBizIDプライムアカウントの取得には、郵送申請では1週間程度かかりますので御注意ください。**

GBizIDプライムアカウントについての詳細は、以下のページをご覧ください。

・GBizID | Home (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

②輸出する食品の製造所登録

自由販売証明書の発行申請前までに、輸出者は、輸出する食品の製造所または加工所の名称、住所等を登録するための申請を地方農政局等に行い、登録を受けている必要があります。（申請後、登録まで3営業日程度要します。）

登録申請には、製造所等の名称、所在地及び電話番号が確認できる資料（PDF化したもの）が必要です。

申請方法や入力内容等は3ページをご覧ください。

③輸出者以外が申請する場合、代理申請を行うための登録

輸出事業者が申請業務を他事業者へ委託する場合、申請前までに委託先事業者を介して輸出事業者（委託元）の「委任状」を、委任先事業者の所在地を所管する地方農政局等宛てに提出する必要があります。

詳しくは、「輸出証明書のオンライン申請手続：農林水産省」ページ内の「業務の委託について」をご覧ください。

(https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html)

④申請添付書類の準備

発行申請情報の内容が正しいか確認できる書類が必要です。詳しくは2ページをご覧ください。

自由販売証明書の発行手続の概要

申請方法

輸出者が、輸出者の住所（本社）を管轄する農林水産省地方農政局等宛てに、一元的な輸出証明書発給システムにより申請

発行要件

- （１）対象となる食品が次の全ての要件を満たすこと。
- ① 日本国内で製造又は加工された食品であること。
 - ② 日本国内で販売されている又は販売が可能な食品であること。
 - ③ 食品衛生法若しくは関係法規又は関係条例等に基づく施設の改善命令、許可の取り消し又は営業の禁停止を受けている製造者等（製造所等を含む。以下同じ。）が製造・加工した食品ではないこと（ただし、適切に改善等の措置が実施されたことが確認されている場合を除く。）。
 - ④ 製造者等から出荷後、開封等されておらず、適切な管理が行われていることが確認できる食品であること。
 - ⑤ 消費期限が設定された食品にあっては、設定された期限内に輸出相手先国において消費することが困難な食品ではないこと。
- （２）申請者は、輸出食品に関する自由販売証明書の発行要綱に基づき発行される証明書を輸出先国の関係政府機関に提出又は提示する目的以外で使用しないこと。

申請に必要な書類

- ① 誓約書（別紙様式２）
- ② インボイス及びパッキングリストの写し
- ③ 輸出食品のパッケージ写真並びに製造所又は加工所の名称・住所が分かる資料（実際に輸出しようとする食品のものであって、パッケージ表示並びに製造所又は加工所の名称及び住所が分かるもの。製造所又は加工所の名称及び住所が、製造所固有記号で表示されている場合には、写真に加えて、当該記号が示す製造所又は加工所の名称及び住所が分かる書類。）
- ④ 輸出食品の入手経路等が明らかになる書類（納品書、請求書等）の写し
- ⑤ 輸出のみを目的とした食品の場合にあっては、食品の製造又は加工者が、国内向けに製造・加工・販売した実績を有する同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことを説明した書類

証明書の交付

証明書は、申請先の地方農政局等のほか、農林水産省本省、地方農政局等、県域拠点等での受取が可能です。なお、郵送希望の場合は、申請受付機関宛てに、切手を貼付し返送先を記入した返信用封筒等（レターパック等）を送付してください。

製造所登録の申請方法

製造所登録は、一元的な輸出証明書発給システムにより申請を受け付けています。

輸出者は、自由販売証明書の発行申請を行う前に、輸出する製造食品の製造所等の情報を入力し、輸出者の所在地を所管する地方農政局等へ申請し、製造所の登録を受けている必要があります。

(申請後、登録までに3営業日程度要しますので、日程に余裕をもって申請してください。)

また、申請に際しては製造所等の名称、所在地及び電話番号が確認できる資料の添付が必要です。

<必要な資料> (以下の2種類、PDF化したもの)

- ・申請した製造所等で製造された輸出を予定している商品の画像 (商品名・製造所等名称・製造所等所在地が記載されているラベルパッケージの写真。製造所等が製造所固有記号で表示されている場合は、製造所固有記号制度届出データベースの検索結果を添付)
- ・製造所等の名称・住所・電話番号を確認することができる書類 (営業許可証、ホームページ等)

製造所登録申請書入力画面

製造所情報

製造所分類	必須	食品	「食品」を選択してください。	
名称	日本語	必須	MAFF株式会社キャンディー工場	・商品ラベルに 製造所固有記号 の記載がある場合、当該記号に対応した製造所等の名称・所在地を入力してください。 ・入力した英語表記の製造所等の名称・所在地で自由販売証明書が発行されます。輸出する際に提出する他の書類 (GMP認定書等) との表記の違いにより、輸出先国当局から記載の修正を求められ、再発行となる場合があります。
	英語	必須	MAFF Corporation candy plant	
郵便番号	必須	460 - 0001		
都道府県	必須	愛知県	※国外の場合は「国外」を選択してください。	
住所	日本語	必須	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2	※都道府県名から入力してください。
	英語	必須	1-2-2, Sannomaru, Naka-ku, Nagoya-city, Aichi Prefecture, Japan	
			※都道府県名から入力してください。	
電話番号	必須	0522017271	※ハイフン入力は不可。	
輸出商品名	日本語	キャンディー (商品名: のど飴)	・輸出する商品を1つ例示してください。 (輸出予定の食品すべてを入力する必要はありません) ・商品名では食品か判断が付きにくい場合、例示のように食品の種類を併記してください。	

飼料、飼料添加物、ペットフードを扱う場合は必要に応じて以下を入力してください。

飼料、飼料添加物情報

飼料安全法	届出	☐ 届出事業者 ※届出事業者の場合はチェックしてください。	「飼料、飼料添加物情報」は入力不要です。
	届出提出日	YYYY-MM-DD  ※届出事業者の場合必須。	
ペットフード安全法	届出	☐ 届出事業者 ※届出事業者の場合はチェックしてください。	製造所登録が完了すると、登録メールアドレスに通知が届きますので、必ずそれを確認後に自由販売証明書の申請を開始してください。
	届出提出日	YYYY-MM-DD  ※届出事業者の場合必須。	
届出事業者の名称	日本語		
	英語		
届出事業者の住所	日本語		
	英語		

(注) 製造所登録は一元的な輸出証明書発給システムのほか、メール等にも申請受付を行います。可能な限りシステムでの申請をお願いします。

なお、輸出者から委任を受けた者が製造所登録申請を行う場合、一元的な輸出証明書発給システムから申請することはできませんので、輸出者の所在地を所管する地方農政局等あてにメール等にて申請してください。

自由販売証明書（食品）申請方法

輸出証明書については、貨物が確認可能なときに発行するものであり、**出港後は輸出貨物の確認ができないため、原則として輸出証明書の申請受付及び発行を行いません。**出港日直前に申請がなされると、出港日までに審査が終わらない可能性がありますので、**時間に余裕をもって（出港の5営業日前まで）申請してください。**

出港 5 営業日前までに申請できない場合は、事前に申請先の地方農政局等へご相談ください。

- ・自由販売証明書の申請は輸出者が行うものですが、輸出者から委託を受けた者が代理申請を行うことが可能です。
この場合、チェックを入れてプルダウンメニューから輸出者を選択してください。
- ・なお、代理申請を行う場合は、事前に代理申請を行うための登録（1 ページ「申請前に必要なことは？」の③④参照）が必要です。登録が行われていない場合、プルダウンメニューに輸出者が表示されず、正しく申請することができません。
- ・このページの内容は修正不可項目のため、よく注意して選択してください。

輸出先・品目選択画面

申請者選択

代理申請

☐

委託元事業者

● 輸出先・品目選択(漁獲証明、自由販売証明以外の証明書)

○ 漁獲証明、自由販売証明

「漁獲証明、自由販売証明」を選択すると下のプルダウンメニューが現れます。

輸出先地域 ?

北アメリカ

輸出先国 ?

アメリカ合衆国

品目

自由販売(食品)

「自由販売(食品)」を選択してください。

製造所

987654321 : MAFF株式会社キャンディ

事前に製造所登録申請を行った施設がプルダウンメニューで表示されます。
輸出しようとする食品の製造所等を選択してください。

自由販売証明書（食品）申請入力例

○入力時の注意事項

- ・インボイス・パッキングリスト等に記載のある項目は、**インボイスやパッキングリスト等と情報が一致しているか確認**してください。
特に、前回の申請情報を参照して申請する場合は、前回申請時から変更のある項目について特に注意してください。
- ・スペル間違いが多く見られるため、**正しい情報からコピー＆ペーストする等、ミスがないよう注意**してください。

申請書入力画面(自由販売証明 自由販売証明(食品))

郵便小包 ☐ ※郵便小包時はチェックしてください。

インボイス番号 ② 必須 ABC123456

インボイス番号（EMS等の郵便小包の場合はお問合せ番号）を入力してください。

輸出入情報

出港日 ④ 必須 2025-01-11

船便名・航空便名 ③ 必須 MAF123

出港日や船便名が未確定な場合、現時点での予定情報を入力し、備考欄に未確定である旨を記載してください（審査は行いますが、運送情報が確定するまで証明書の発行はできません）。

※第3国経由時は経由地までの便名を入力してください。

輸出業者情報

名称 ① 日本語 株式会社まふ
英語 MAFF Corp.
所在地 日本語 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1
英語 1-2- KASUMIGASEKI CHIYODA-KU TOKYO JAPAN

- ・申請を行っている輸出事業者（代理申請の場合は委任元の輸出事業者）の登録情報が表示されます。
この部分に修正が必要な場合、申請は進めずに、本来の輸出者の所在地を所管する地方農政局等にご相談ください。
- ・代理申請を行う場合、委任元の輸出事業者の情報が表示されているかを必ず確認してください。
正しく表示されないまま申請された場合、証明書の発行は行いませんのでご注意ください。

輸入業者情報

名称 英語 ⑤ 必須 MAFF Importer US
インボイスと同じ内容を記載すること。
所在地 英語 必須 2520 Massachusetts Avenue NW Washington,DC 20008 United States of America
インボイスと同じ内容を記載すること。

自由販売証明書を提出する輸出相手先国の機関

名称 英語 必須 The U.S.Food and Drug Administration
所在地 英語 必須 10903 New Hampshire Avenue Silver Spring, MD 20993-0002 United States of America

備考

明細登録

自由販売証明書を提出する輸出先国の機関（官庁、税関等）の名称及び所在地を輸入者等を通じて確認し、入力してください。

申請情報明細登録画面(自由販売証明 自由販売証明(食品))

明細番号未採番

商品情報

商品名	日本語	必須	のど飴
	英語	⑥ 必須	Throat Candy
数量及び重量	日本語	必須	100カートン 正味重量100kg
	英語	必須	100Cartons, Net 100kg
正味重量/総重量	重量	必須	☒ 正味重量 ☐ 総重量
	単位	必須	kg
商品の種類	日本語	必須	キャンディー
	英語	必須	Candy

⑦ ⑧

⑧

- 商品名には商品名称を、商品の種類にはどのような食品かわかるような食品カテゴリーを入力してください。
- 例示のように申請した場合、証明書には「Candy, Throat Candy」と記載されます。
- 商品の種類の書き方（入力内容）が原因で、輸出先国で通関できない事例が発生しています。事前に輸入者を通じ、通関等を行う上で問題のない書き方（入力内容）になっているかご確認ください。

生産・加工施設情報

名称(製造所)	日本語	(試験用) 農水食品株式会社
	英語	(test)Nousui food Co, Ltd
所在地	日本語	東京都千代田区霞が関1-2-1
	英語	1-2-1, kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

輸出する製品の製造所情報と一致しているか確認してください。
この部分に修正が必要な場合、申請は進めず、輸出者の所在地を所管する地方農政局等にご相談ください。

生産・加工年月日	2024-11-01
製造ロット番号	241101-01
賞味期限	2026-10

「生産・加工年月日」「製造ロット番号」「賞味期限」の入力は任意です。
なお、入力した場合は、入力内容が正しいことを確認できる資料の添付が必要です。

備考

※輸出のみを目的として、製造・加工された食品を輸出する場合は、「輸出専売品」とご記載ください。

確認

(参考)インボイス例

MAFF Corp. INVOICE

Date :
01,Jan,2025

Shipper : MAFF Corp. 1-2-1, Kasumigaseki, ① Chiyoda-ku, Tokyo, Japan	Invoice No. : ABC123456②
	Name of Vessle/Aircraft : ③ MAF 123
	From : Kobe port,Japan
	To : Long Beachi port,Unites States
	ETD : 11,Jan,2025 ④
	ETA : 10,Feb,2025
	Trade Terms : FOB Kobe
Consignee : ⑤ MAFF Importer US 2520 Massachusetts Avenue NW, Washington D.C. 20008United States of America	Payment Terms : T.T. REMITTANCE
	Remarks : Shipping Temperature : Ambient

Description of Goods	Quantity	Net Weight	Gross Weight	Unit Price	Amount
Throat Candy ⑥	100 Cartons	100 kg	130 kg	200	20,000
	⑦	⑧	⑧		
Total	100 Cartons	100 kg	130 kg	200	20,000

Country of Origin :

Signature

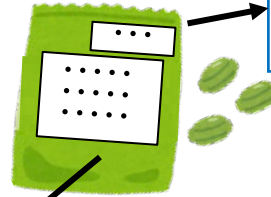
(参考)商品パッケージの写真例

- ✓ 製品名が分かる面と、製品の製造所または加工所の情報が分かる面を撮影してください。
- ✓ 中身は国内販売品と同じで、ラベルのみ異なる場合は、国内販売品と輸出商品の双方のラベルの写しを提出してください。

【オモテ面】



【ウラ面】



賞味期限 2026.10 +ZZ
AA

名称： キャンディ
原材料名： 砂糖、水飴、香料…
内容量： 50g
賞味期限： 枠外右上に記載
保存方法： 直射日光を避け、常温で保存
製造者： 農林水産省株式会社
〒100-8750東京都千代田区霞が関1-2-1
製造所固有記号は、賞味期限の右に記載

- ✓ 製造所固有記号が表示されている場合、当該製造所固有記号が示す製造所又は加工所の名称・住所が分かる資料（例：消費者庁データベースの検索結果）も添付してください（PDF化した際に住所等が途切れないように注意してください）。

製造所固有記号検索

製造所固有記号検索

製造所固有記号		※完全一致検索
製造者又は販売者		※部分一致検索
※株式会社、（株）、限、株などの法人の形態を示す文字の入力は不要です。		
住所		※前方一致検索
履歴を含めて検索	☐	
※各検索項目は、単一のキーワードのみ入力が可能です。複数のキーワードによる検索は行いません。 ※検索結果が多い場合は、製造所又は販売者、住所を入力し検索してください。		

検索

製造所固有記号検索：消費者庁

証明書発行申請前のチェックリスト(自由販売証明書:食品)

(1) 申請準備の際に確認すること

チェック内容	チェック
1. 現地の輸入者等を通じて、輸出先国政府が自由販売証明書の提出又は提示を求めていることを確認しましたか。	
2. 発行申請する食品は、我が国で製造又は加工され、かつ、国内で流通可能な食品ですか。	
3. 発行申請する食品の製造所・加工所登録は行いましたか。	
4. 輸出者以外が証明書の発行申請を行う場合、代理申請を行うための登録は行いましたか。	
5. 申請に必要な書類を準備しましたか。 ＜必要な書類＞ (1) インボイス及びパッキングリストの写し （輸出者、輸入者、運送情報、インボイス番号、輸出する食品・数量が分かる資料） (2) 輸出する食品のパッケージ写真及び製造所又は加工所の名称・住所が分かる資料 （商品パッケージ等で製造所固有記号が表示されている場合、当該製造所固有記号が示す製造所又は加工所の名称・住所が分かる資料も必要） (3) 輸出食品の入手経路等が明らかになる書類の写し （例：輸出者が購入先または納入元から入手した際の取引資料） (4) 輸出することのみを目的として製造又は加工された食品の場合にあっては、食品を製造又は加工した者が、国内向けに製造・加工・販売した実績のある同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことを説明した書類 (5) 誓約書（別紙様式2）	

(2) 申請情報入力の際に確認すること

チェック内容	チェック
1. インボイス及びパッキングリストの写しと一致する必要がある入力項目と、添付したインボイス及びパッキングリストの写しの内容は一致していますか。	
2. 「輸出業者情報」の名称・所在地表記は、インボイス及びパッキングリストの写しに記載された輸出者の情報が表示されていますか。	
3. 「生産・加工施設情報」の名称・所在地表記は、製造所固有記号で表示された商品の場合、当該記号に対応した施設が表示されていますか。	
4. 添付書類は全てPDFにして申請に添付していますか。	
5. 申請項目について、輸入者のチェックを受けていますか。	